## 勝山市農業委員会議事録

平成29年1月25日

勝山市農業委員会

## 勝山市農業委員会1月定例農業委員会議事録

- 1. 開催日時 平成29年1月25日 (水) 午後3時から4時
- 2. 開催場所 勝山市役所 3階 第1会議室
- 3. 出席委員(17人)

会長 松村 勘兵衛 1番 中村 栄治 会長職務代理者 2番 松山 隆重 3番 鈴木 佐智江 5番 齋藤 ひと美 6番 牧野 元惠 7番 8番 山内 百合子 9番 伹川 よし子 计 総八郎 10番 11番 北山 謙治 吉川豊 12番

13番 大谷 健一

14番 下牧 一郎

15番 加藤 駒幸

16番 吉田 新一

17番 山口 拓雄

18番 前田 壽夫

- 4. 欠席委員(1人) 4番 久保 晴空
- 5. 議事日程

第1 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請認定について

第2 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付について

第3 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の

決定について

報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- 6. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 柳原 寛治

 主任
 有馬 美奈子

 主任
 中川 洋子

7. 会議の概要

事務局長

ただいまから1月定例農業委員会を開催いたします。

事務局長

本日の会議ですが、14番 下牧一郎委員は所用のため遅刻する旨の届出がありました。4番 久保晴空委員は、所用のため欠席する旨の届出がありました。

事務局長

それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。

事務局長

ありがとうございました。

これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。

議長

これより本日の会議に入ります。

まず、事務局より1月分の経過報告を申し上げます。

事務局

それでは、1月分の経過報告をいたします。

「経過報告 説明」

議長

事務局からの報告はお聞きのとおりです。

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長

ないようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、

17番 山口 拓雄 委員

3番 松山 隆重 委員 の両名にお願いします。

議長

これより議事に入ります。

議長

それでは、日程第1 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請認 定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案38号 農地法第3条の規定による許可申請認定2件について 説明いたします。

「議案第38号 説明」

議長

このことについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

13番

1月18日に現地確認をしてきました。資料の下の方の写真は、

譲受人の●●さんが耕作している田んぼでございます。事務局から説明がありましたとおり、譲受人は18,275㎡耕作しておりまして、機械もあります

し、問題ないと思われます。

議長

そのほかないですか。ないようですので、それでは審議に入ります。ご意見、 ご質問はありませんか。

議長

それでは、議案第38号について採決いたします。 議案第38号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議長

ないようですので、議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請認定 については原案のとおり承認することに決しました。

議長

次に、日程第2 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 意見送付についてを議題とします。事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付 1件について説明いたします。

「議案第39号 説明」

議長

このことについては、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。

5番

1月18日に現地確認に行ってまいりました。今事務局から詳しい説明がございましたが、5ページの図のとおり、7字1番甲の1筆の地面の内、手前に現在のお家が建ててありまして、赤で囲んである部分が今現在は野菜を作っておられたそうです。借りておられたのはお家が建っている地面だけで、ピンク色で囲ってある部分は●●さんが借りてはいなかったのですが、自家用の野菜を作っておられたそうです。今回息子さんご夫婦が帰って来られるようになりまして、こちらの空いている部分も借りましてお家を建てられるように計画を建てているそうです。地目はまだ変更をしていないそうで地目の変更をお願いしてもらうようになっているそうです。勝山の人口を増えることだしいいかなと思います。よろしくお願いします。

職務代理者

地目の変更はお願いしてあるのですね。

事務局

はい、地目変更ですけど、今回の申請で許可がとおりましたら、1筆丸々が宅地となりますので、こちらの方を司法書士の●●さんが中に入って申請をなさったのですけれども、地目変更するようにと話をさせていただいています。

13番

公図上の1-5と7-4、これは道路か水路ですか。

事務局

はい、1-5ですけど、公衆用道路になります。

13番

 $7 - 4 lt_{\circ}$ 

事務局

はい、7-4も同じく公衆用道路で、7-3が $\blacksquare$  さんの宅地になっております。

10番

すみません、上の方は何字になるのですか。

事務局

上の部分については、荒土町北宮地8字となっております。

議長

以上のとおり説明はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。

議長

これより、議案第39号について採決いたします。 議案第39号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議長

異議がないようですので、議案第39号 農地法第5条第1項の規定による 許可申請意見送付については原案のとおり承認することに決しました。

議長

次に、日程第3 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 「議案第40号 説明」

議長

以上のとおり説明はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。

7番

51番、52番の発坂は相対ですか。

事務局

51番、52番の申請につきましては、●●●●●●●●●●さんから相対の申請が上がってきています。相対にした理由は、確認はとっておりません。申し訳ありません、回答できません。

7番

公社は借りるのに今まで、抵当権に入っていたから借りれませんということ はなかったはずですよね。

職務代理

それは、全然関係ないですね。大丈夫です。

議長

次に、議案第40号について採決いたします。 議案第40号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 議長

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告を願います。

事務局

農地法第3条の3第1項の規定による届出2件について報告いたします。 (報告)

議長

このことについて何かありませんか。

では次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を願います。

事務局

農地法第18条第6項の規定による通知についてを報告いたします。 (報告)

議長

このことについて何かありませんか。

次に、その他に入ります。

議会、農業協同組合、土地改良区より報告がありましたらお願いします。

各委員

ありません。

議長

次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明を願います。

事務局

次回は、2月24日(金)午後1時30分からの開催となります。 場所は、市役所3階第1会議室ですのでよろしくお願いいたします。

議長

1月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

職務代理者

それではこれで、1月定例農業委員会を終了いたします。最後まで慎重審議 を賜り、ありがとうございました。

勝山市農業委員会会議規則第16条の規定により、会議の顛末を証するためにこれに署名する。

議 長 松村 勘兵衛

17番 山口 拓雄

3番 松山 隆重